

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律第四十九号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律

(医療法の一部改正)

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則に次の二条を加える。

第二百五条 厚生労働大臣は、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、当分の間において国及び都道府県並びに病院又は診療所の管理者その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

第二百六条 都道府県は、当分の間、第三十条の十四第一項、第三十条の十八の二第一項及び第三十一条の二十三第二項の協議を行うに当たつては、前条の指針を勘案するものとする。

第二条 医療法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十八の二」の下に「**一 第三十条の十八の四**」を加える。

第二十九条第三項第三号及び第四項第三号中「又は第三十条の十三第五項」を「、第三十条の十三第五項又は第三十条の十八の二第二項」に改める。

第三十条の三の二に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、前条第二項第七号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等若しくは第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第三十条の十八の二第一項又は第三十条の十八の三第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 大学において医学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下に、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために医業（政令）で定めるものを除く。次条において同じ。」をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

本則中第三十三条の三を第三十三条の四とし、第三十三条の二を第三十三条の三とし、第三十三一条の次に次の二条を加える。

第十六条 医師法の一項を次のように改正する。

第十一條第一号中「者」の下に「〔大学において医学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二において「共用試験」という。）に合格した者に限る。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならない。

第十二条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十六条の十一第一項中「医師が」の下に「長時間にわたる労働により健康を損なうことなく、」を加える。

第十七条の二第一項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の三中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

（歯科医師法の一部改正）

第七条 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 免許（第二条—第八条）

第三章 試験（第九条—第十六条）

第三章の二 臨床研修（第十六条の二—第十六条の六）

第四章 業務（第十七条—第二十三条の二）

第五章 歯科医師試験委員（第二十四条—第二十八条）

第五章の二 雜則（第二十八条の二・第二十八条の三）

第六章 罰則（第二十九条—第三十二条の四）

附則

第十一條中「二に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十六条の二第一項」の下に「及び第十七条の二第一項」を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるものに合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業（政令）で定めるものを除く。次条において同じ。」をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならない。

第十七条の三 前条第一項の規定により歯科医業をする者は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。同項の規定により歯科医業をする者でなくなつた後においても、同様とする。

本則中第三十一条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の二条を加える。

第十六条 歯科医師法の一項を次のように改正する。

第十一條第一号中「第十六条の二第一項及び第十七条の二第一項において」を「以下」に改め、「者」の下に「〔大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（第十七条の二において「共用試験」という。）に合格した者に限る。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聽かなければならない。

第十二条中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改める。

第十七条の二第一項中「当該学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」を「共用試験」に改め、同条第二項を削る。

第十七条の三中「前条第一項」を「前条」に、「同項」を「同条」に改める。

（診療放射線技師法の一部改正）

第九条 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「アルファ線」を「アルファ線」に改め、同項第四号中「エックス線」を「エックス線」に改め、同条第二項中「を人体に対して」を「の人体に対する」に改め、「又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）」を削り、「そう入して行なう」を「挿入して行なう」に、「」する」を「」する」に改める。

第二十四条の二第一号中「磁気共鳴画像診断装置」の下に「超音波診断装置」を加える。

第二十六条第一項中「を人体に対して照射して」を「の人体に対する照射をして」に改め、同条第三項第一号中「エックス線」を「エックス線」に、「場合」を「とき」に改め、同項第二号中「胸部エックス線検査」を「胸部エックス線検査」に、「エックス線」を「エックス線」に改め、同項第三号中「エックス線」を「エックス線」に改め、同項に次の二号を加える。

四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるもの用いた検査を行うとき。

第二十八条第一項中「を人体に対して照射した」を「の人体に対する照射をした」に改める。

(臨床検査技師等に関する法律の一部改正)

第十一条 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十条の二第一項」を「第二十条の二第一項第二号」に改める。

第二十条の二第一項中「採血及び検体採取（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査」を「次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 採血を行うこと。
- 二 検体採取を行うこと。
- 三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。
- 四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。

(臨床工学技士法の一部改正)

第十一条 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「操作」の下に「及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く）」の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。）として厚生労働省令で定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を加える。

(救急救命士法の一部改正)

第十二条 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又はその生命が」を「若しくはその生命が」に、「及び第四十四条第二項」を「並びに第四十四条第二項及び第三項」に、「又は診療所」を「若しくは診療所」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。）」とし、同条第二項及び第三項において同じ。」を加える。

第四十四条第二項ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「の間」の下に「又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間」を加え、同条に次の二項を加える。

3 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の管理者が実施する医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項その他重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間における研修を受けなければならない。

第十三条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 特定民間施設の整備（第十二条—第二十二条）」を「第二章の二 再編計画の認定（第十二条—第二十二条）」に改める。

第四条第二項第二号イ中「地域医療構想」という。」を加え、同号中へトとし、口からまでをハからへまどし、イの次に次のように加える。

□ 地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能（医療法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携を推進するため）に当該

地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業

第六条中「三分の二」の下に「（第四条第二項第二号□に掲げる事業に要する経費に係るものについては、その全額）」を加える。

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 再編計画の認定**(再編計画の認定等)****第十二条の二 医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための二以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを厚生労働大臣に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができる。**

いわゆる「再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- 二 医療機関の再編の事業の内容
- 三 医療機関の再編の事業の実施時期
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

3 第二項の認定（以下「再編計画の認定」という。）の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。
(認定の基準)

第十二条の三 厚生労働大臣は、再編計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る再編計画が次の各号に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

一 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。

二 前条第二項各号に掲げる事項が、医療法第三十条の十四第一項に規定する協議の場における協議に基づくものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、地域医療構想の達成の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

(関係都道府県の意見の聴取)

第十二条の四 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

(認定の通知)

第十二条の五 厚生労働大臣は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

(再編計画の変更)

第十二条の六 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の認定を受けた再編計画の変更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 第十二条の二第三項及び前二条の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(報告の徵取)

第十一条の七 厚生労働大臣は、再編計画の認定を受けた再編計画（前条第一項の変更の認定又は同条第二項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に係る医療機関の再編の事業を行なう医療機関の開設者（以下「認定医療機関開設者」という。）に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に關し報告をさせることができる。（認定の取消し）

第十二条の八 厚生労働大臣は、認定再編計画が第十二条の三各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。

2 第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。
(指導及び助言)

第十三条の九 国及び都道府県は、認定医療機関開設者に対し、認定再編計画に従つて行われる医療機関の再編の事業の実施に關し必要な指導及び助言を行うものとする。

(資金の確保)

第十四条の十 国は、認定医療機関開設者が認定再編計画に従つて医療機関の再編の事業を行なうために必要な資金の確保に努めるものとする。

2 第三十五条第一項中「第十八条」を「第十二条の七又は第十八条」に改める。

附則第一条の二第二項中「附則第一条の二第一項各号」を「附則第一条の三第一項各号」に改め、同条を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の二条を加える。

(都道府県計画作成における留意事項)

第一条の二 都道府県は、当分の間、労働が長時間にわたる医師の労働時間を短縮し、及びその健康を確保することにより、医師が良質かつ適切な医療を行うことができるよう、都道府県計画に

第四条第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たつては、医療法第百五条の厚生労働大臣が定める指針を勘案して定めるよう努めるものとする。

(良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の三第五項中「平成三十二年九月三十日」を「令和五年九月三十日」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中医療法第百四条の改正規定及び第十四条の規定並びに次条並びに附則第三条、第十三条第二項、第十四条第二項、第十五条第二項及び第十八条の規定 公布の日

二 第十三条の規定（第四号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第二十五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日

三 第九条から第十二条までの規定並びに附則第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項及び第十五条第一項及び第三項、第十六条、第十七条、第二十二条並びに第二十三条の規定 令和三年十月一日

四 第一条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。）並びに第十三条中地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第二項の改正規定及び同条を同法附則第一条の三とし、同法附則第一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条及び第九条の規定、附則第二十五条中地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和二年法律

第五十二条）第七条のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律附則第一条の二第一項及び第二項の改正規定の改正規定並びに附則第二十六条の規定 令和四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

五 第一条の規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定 令和四年四月一日

六 第五条の規定並びに附則第十九条の規定並びに附則第二十一条中沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第百条第三項及び同項の表の改正規定 令和五年四月一日

七 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定（第十二条第二号若しくは）を「第十二条第一項第二号若しくは」に改める部分に限る。及び第六条の規定（医師法第十六条の十一第一項の改正規定を除く。）並びに附則第十二条、第二十条及び第二十七条の規定 令和七年四月一日

八 第三条中医療法第三十五条第一項第二号の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第八条の規定並びに附則第十二条の規定 令和八年四月一日

(検討)
（医療機関勤務環境評価センターの指定に係る準備行為）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(医療機関勤務環境評価センターの指定に係る準備行為)

第三条 第二条の規定による改正後の医療法（以下「第五号新医療法」という。）第百七条第一項の規定による指定を受けようとする者は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次項及び第三項において「第五号施行日」という。）前においても、第五号新医療法第百七条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、第五号施行日前においても、第五号新医療法第百七条第一項及び第二項の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、第五号施行日において同条第一項の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定により第五号新医療法第百七条第一項の規定の例による指定を受けた者は、第五号施行日前においても、第五号新医療法第百十二条第一項及び第百十三条规定により、厚生労働大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第五号施行日において

第五号新医療法第百十二条第一項又は第百十三条规定によりされたものとみなす。

(労働時間短縮計画の作成に関する経過措置)

第四条 病院（医療法第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間が厚生労働省令で定める時間を超えている場合には、当該医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画の作成に当たつては、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴かなければならぬ。

3 病院又は診療所の管理者は、労働時間短縮計画を作成したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働時間短縮計画を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に提出することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により労働時間短縮計画の提出を受けたときは、当該病院又は診療所に対し、必要に応じ、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮に有用な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

- 5 病院又は診療所の管理者は、第三項の規定により労働時間短縮計画を提出した後に、当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況を踏まえ、当該労働時間短縮計画に変更を加えたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更後の労働時間短縮計画を都道府県知事に提出しなければならない。**
- (特定労務管理対象機関の指定に係る準備行為)**
- 第五条 第三条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第一百三十三条第一項の指定を受けようとする者は、施行日前においても、同条及び新医療法第一百二十九条の規定の例により、その申請を行うことができる。**
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合には、施行日前においても、新医療法第一百三十三条及び第一百二十九条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、施行日ににおいて新医療法第一百三十三条第一項の規定によりされたものとみなす。**
- 第六条 前条の規定は、新医療法第一百八十八条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、前条第二項中「第一百三十三条及び」とあるのは「第一百八十八条及び」と「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百八十八条第一項」と読み替えるものとする。**
- 第七条 附則第五条の規定は、新医療法第一百十九条第三条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「第一百三十三条及び」と「第一百十九条及び」と「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百十九条及び」とあるのは「第一百三十三条及び」と「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百三十三条及び」とあるのは「第一百三十三条第一項」と読み替えるものとする。**
- 第八条 附則第五条の規定は、新医療法第一百二十条第一項の規定による指定について準用する。この場合において、附則第五条第二項中「第一百三十三条及び」とあるのは「第一百二十条及び」と「第一百三十三条第一項」とあるのは「第一百二十条第一項」と読み替えるものとする。**
- 第九条 厚生労働大臣は、施行日前においても、前条の規定による指定に関し、新医療法第一百二十条第一項の医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものを公示することができる。**
- 第十条 厚生労働大臣は、施行日前においても、新医療法第一百二十一条第一項、第一百二十二条及び第一百二十九条の規定の例により、新医療法第一百二十条第一項の確認を行うことができる。（医師法の一部改正に伴う経過措置）**
- 第十一条 第六条の規定（医師法第十六条の十一第一項の改正規定を除く。以下この条において同じ。）の施行の際現に第六条の規定による改正前の医師法（以下この条において「旧医師法」という。）第一百一条第一号に該当する者（附則第二十七条の規定による改正前の防衛省設置法（昭和二十九年法律第二百六十四号）第十七条第一項に該当する者とみなされた者を含む。）は、第六条の規定による改正後の医師法第一百一条第一号に該当する者とみなされた者を含む。は、第六条の規定による改正後の医師法第一百一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、医師国家試験を受けることができる。（歯科医師法の一部改正に伴う経過措置）**
- 第十二条 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の歯科医師法第一百一条第一号に該当する者は、第八条の規定による改正後の歯科医師法第一条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、歯科医師国家試験を受けることができる。（診療放射線技師法の一部改正に伴う経過措置）**
- 第十三条 令和六年四月一日前に診療放射線技師の免許を受けた者及び同日前に診療放射線技師国家試験に合格した者であつて同日以後に診療放射線技師の免許を受けたものは、第九条の規定による改正後の診療放射線技師法第二条第二項の規定に基づき放射線の人体に対する照射（放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならぬ。**
- 2 厚生労働大臣は、第九条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。（臨床検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）**
- 第十四条 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。**
- 3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。**
- 2 厚生労働大臣は、第十条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。（臨床工学校技士法の一部改正に伴う経過措置）**
- 第十五条 令和七年四月一日前に臨床工学校技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学校技士国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学校技士の免許を受けたものは、診療の補助として、第十一条の規定による改正後の臨床工学校技士法第三十七条第一項に規定する医療用の装置の操作として厚生労働省令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。**
- 2 厚生労働大臣は、第十一条の規定の施行の日前においても、前項に規定する指定をすることができる。（臨床工学校技士法の一部改正に伴う経過措置）**
- 3 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学校技士のうちに第一項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。**
- （救急救命士法の一部改正に伴う経過措置）**
- 第十六条 病院又は診療所の管理者は、施行日までの間に、当該病院又は診療所に勤務する救急救命士に対し、第十二条の規定による改正後の救急救命士法第四十四条第三項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。**
- （罰則に関する経過措置）**
- 第十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）**
- 第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（自衛隊法の一部改正）**
- 第十九条 自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。（医師法の特例）**
- 第一百五十五条の二十六 防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を受けている者であつて、医師法第十七条の二第一項に規定する試験に合格したものは、同法第十七条の規定にかかわらず、防衛医科大学校が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医師として具有すべき知識及び技能の修得のために同項に規定する医業をすることができる。**

（傍線の部分は改正部分）

| 現 | 行 | 案 | 正 | 改 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（定義）

第二条 この法律で「放射線」とは、次に掲げる電磁波又は粒子線をいう。

一 アルファ線及びベータ線

二・三 （略）

四 エンタス線

五 （略）

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体に対する照射（撮影を含み、照射機器を人体内に挿入して行うものを除く。以下同じ。）をすることを業とする者をいう。

（画像診断装置を用いた検査等の業務）

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができます。

一 磁気共鳴画像診断装置、超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。

（画像診断装置を用いた検査等の業務）

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができます。

一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。

と。

二 (略)

(業務上の制限)

第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線の人体に対する照射をしてはならない。
2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
- 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 四 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して超音波診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて厚生労働省令で定めるもの用いた検査を行うとき。

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線の人体に対する照射をしたときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受

二 (略)

(業務上の制限)

第二十六条 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。
2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射する場合
- 二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。
- 三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）。

(新設)

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名を受

2
・
3
(略)
受けな
ければな
らない。

2
・
3
(略)
けな
ければな
らない。

○ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）（抄）（第十条関係）
【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

| | | 改 正 案 現 行 |
|------------------|--|--|
| （試験の目的） | 第十一條 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項第二号において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。 | 第十一條 試験は、第二条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令で定めるもの（以下「採血」という。）及び同条に規定する検査のための検体（血液を除く。）を採取する行為で政令で定めるもの（第二十条の二第一項第二号において「検体採取」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ。）について行う。 |
| （保健師助産師看護師法との関係） | 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるらず、診療の補助として、次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。 一 採血を行うこと。 二 検体採取を行うこと。 三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。 四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。 (略) | 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法（昭和二十年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるらず、診療の補助として、次に掲げる行為（第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）並びに第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。 一 採血を行うこと。 二 検体採取を行うこと。 三 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うこと。 四 前三号に掲げる行為に関連する行為として厚生労働省令で定めるものを行うこと。 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) |

○

臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）（第十一条関係）
【令和三年十月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改
正
案
現
行

（業務）

第三十七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作及び生命維持管理装置を用いた治療において当該治療に関連する医療用の装置（生命維持管理装置を除く。）の操作（当該医療用の装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去を含む。）として厚生労働省令で定めるもの（医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。

2
(略)

（業務）

第三十七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。

2
(略)

政令第二百二号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一條及び第二十条の十の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療用吸引器を用いて鼻腔^{くう}、口腔^{くう}又は気管カニューレから喀痰^{かくたん}を採取する行為

第八条の二に次の一号を加える。

七 内視鏡用生検鉗子^{かん}を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者等に関する経過措置）

2 令和六年四月一日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、この政令の施行前においても、前項に規定する指定ができる。

4 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうちに附則第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように努めなければならない。

（罰則に関する経過措置）

5 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
○ 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）（抄）

| | 改 正 案 | 現 行 | （傍線部分は改正部分） |
|---|-------------|--------|-------------|
| | （検体採取） | （検体採取） | |
| 第八条の二 法第十一條の検体採取は、次に掲げる行為とする。 | | | |
| 一 （略） | | | |
| 二 医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為 | | | |
| 三 （略） | | | |
| 四 （略） | | | |
| 五 （略） | | | |
| 六 （略） | | | |
| 七 内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為 | | | |
| | （新設） | （新設） | |
| | | | |
| 二 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。） | | | |
| 三 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為 | | | |
| 四 鱗屑、痴皮その他の体表の付着物を採取する行為 | | | |
| 五 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為 | | | |
| | （新設） | （新設） | |

政令第二百三号

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第二条第二項及び第四十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「シャント」の下に「、表在化された動脈若しくは表在静脈」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者等に関する経過措置）

2 令和七年四月一日前に臨床工学技士の免許を受けた者及び同日前に臨床工学技士国家試験に合格した者であつて同日以後に臨床工学技士の免許を受けたものは、診療の補助として、この政令による改正後の第一条第二号に掲げる行為（シャントへの接続及びシャントからの除去を除く。）を行おうとするときは、

あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならぬ。

3 厚生労働大臣は、この政令の施行前においても、前項に規定する指定をすることができる。

4 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。）の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床工学技士のうち（同条第二項に規定する者がいる場合は、令和六年四月一日までの間に、当該者に対し、同項に規定する研修の受講の機会を与えるよう努めなければならない。

（罰則に関する経過措置）

5 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第一二十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（生命維持管理装置の身体への接続等）

第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。

一 （略）

二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャント、表在化された動脈若しくは表在静脈への接続又はシャント、表在化された動脈若しくは表在静脈からの除去

三 （略）

（生命維持管理装置の身体への接続等）

第一条 臨床工学技士法（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。

一 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去（気管への接続又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。）

二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去

三 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去

○厚生労働省令第百十九号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令

（診療放射線技師法施行規則の一部改正）

第一条 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）の一部を次の表のよう改正する。

| | 改 正 後 | | 改 正 前 |
|--|--|--|--|
| | (試験科目) | | (試験科目) |
| 第十条 試験の科目は、次のとおりとする。 | 第十条 試験の科目は、次のとおりとする。 | | 第十条 試験の科目は、次のとおりとする。 |
| 一 (略) | 一 (略) | | 一 (略) |
| 六 (略) | 六 (略) | | 六 (略) |
| 七 エックス線撮影技術学 | 七 エックス線撮影技術学 | | 七 エックス線撮影技術学 |
| 八 (略) | 八 (略) | | 八 (略) |
| | (略) | | (略) |
| (法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為) | (法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為) | | (法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為) |
| 第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 | 第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 | | 第十五条の二 法第二十四条の二第二号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 |
| 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するため当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に拔針及び止血を行う行為 | 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するため当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に拔針及び止血を行う行為 | | 一 静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するため当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に拔針及び止血を行う行為 |
| 二 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く。)及び造影剤を投与するため当該造影剤注入装置を操作する行為 | 二 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く。)及び造影剤を投与するため当該造影剤注入装置を操作する行為 | | 二 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く。)及び造影剤を投与するため当該造影剤注入装置を操作する行為 |
| 三 核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に拔針及び止血を行う行為 | 三 核医学検査のために静脈路に放射性医薬品を投与するための装置を接続する行為、当該放射性医薬品を投与するために当該装置を操作する行為並びに当該放射性医薬品の投与が終了した後に拔針及び止血を行う行為 | | 三 (新設) |
| 四 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を吸引する行為 | 四 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為、当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を吸引する行為 | | 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為 |
| 五 (略) | (略) | | (新設) |
| 六 上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為 | 六 上部消化管検査のために鼻腔に挿入されたカテーテルから造影剤を注入する行為及び当該造影剤の注入が終了した後に当該カテーテルを抜去する行為 | | 二 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為並びに当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為 |

(傍線部分は改正部分)

（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）

第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）及びマンモグラフィー検査とする。

（法第二十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める装置）

第十五条の四 法第二十六条第二項第四号の厚生労働省令で定める装置は、超音波診断装置とする。

（法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査）

第十五条の三 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）とする。

（新設）

（臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

(法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査)
第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

(法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査)
第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

改 正 前

(法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査)
第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

(法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査)
第一条の二 法第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

(法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為)
第十条の二 法第二十条の二第一項第四号の厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 法第十一条に規定する採血（以下この条において「採血」という。）を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為

二 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為（電解質輸液の点滴を実施するためのものに限る。）

三 採血を行う際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置の操作が終了した後に拔針及び止血を行う行為

四 超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に拔針及び止血を行う行為

(新設)

(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)

為|

（臨床工学技士法施行規則の一部改正）

第三条 臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

目次
第一章～第三章 (略)

第四章 業務 (第三十一条の二・第三十二条)

附則

第四章 業務

(法第三十七条第一項の厚生労働省令で定める医療用の装置の操作)

(新設)

改 正 前

目次
第一章～第三章 (略)

第四章 業務 (第三十二条)

附則

第四章 業務

第三十一条の二 法第三十七条第一項の厚生労働省令で定める医療用の装置の操作は、次のとおりとする。

一 手術室又は集中治療室で生命維持管理装置を用いて行う治療における静脈路への輸液ポンプ又はシリングジポンプの接続、薬剤を投与するための当該輸液ポンプ又は当該シリングジポンプの操作並びに当該薬剤の投与が終了した後の抜針及び止血。

二 生命維持管理装置を用いて行う心臓又は血管に係るカテーテル治療における身体に電気的刺激を負荷するための装置の操作

三 手術室で生命維持管理装置を用いて行う鏡視下手術における体内に挿入されている内視鏡用ビデオカメラの保持及び手術野に対する視野を確保するための当該内視鏡用ビデオカメラの操作

附 則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百七十三号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第十三条第一項の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第九条の規定による改正後の診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する放射線の人体に対する照射（放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内に挿入して行うものに限る。）に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、公益社団法人日本診療放射線技師会が実施するものとする。

○厚生労働省告示第二百七十四号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第十四条第一項の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める行為に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。

○厚生労働省告示第二百七十五号

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十九号）附則第十五条第一項の規定に基づき、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十一条の規定による改正後の臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第三十七条第一項に規定する医療用の装置の操作として厚生労働省令で定めるものに必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、公益社団法人日本臨床工学技士会が実施するものとする。

○厚生労働省告示第二百七十六号

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百二号）附則第二項の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同令による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第八条の二第二号及び第七号に掲げる行為に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。

○厚生労働省告示第二百七十七号

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百三号）附則第二項の規定に基づき、臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

令和三年七月九日

厚生労働大臣 田村 憲久

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修

臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同令による改正後の臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）第一条第二号に掲げる行為（シャントへの接続及びシャントからの除去を除く。）に必要な知識及び技能を修得するための研修であつて、公益社団法人日本臨床工学技士会が実施するものとする。